

平成 31 年度税制改正意見

国 税 庁

平成 30 年 9 月

平成 31 年度税制改正意見申入れについて

1 近年、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑・広域化、不正手口の巧妙化等により、ますます厳しくなってきている。一方、国民の税制及び税務行政に対する関心は一段と高まるとともに、租税負担の公平確保に対する要請が一層強くなっている。

国税庁としては、従来から、このような諸情勢に対応するため、限られた職員数の下で、適正・公平な課税及び徴収の実現を目指すとともに、事務処理の効率化等に最大の努力を傾注してきたところである。

2 本年度においても、各税局・税務署等の第一線における意見を踏まえた上、税務行政の簡素化・効率化、申告水準の維持向上等の観点から検討を行い、適正・公平かつ円滑な税務行政を行うため、税制上の措置が必要と認められる 34 項目を、平成 31 年度税制改正意見として取りまとめた。

3 税制改正意見は、税務行政を取り巻く現下の厳しい環境の下において、国民の期待に応え、適正・公平かつ円滑な税務行政を確保するために必要な事項につき、税制所管部局に対し特段の理解を求めるとともに、その実現を強く申し入れるものである。

平成31年度税制改正意見目次

1 所得税法関係

項目		関係法令	区分	担当課(部)	頁
1	必要経費及び損金の額の算定における帳簿及び請求書等の保存義務規定の新設	所法37、法法22	28~	個人課税課 法人課税課 査察課	1
2	源泉徴収税額相当額の納税の確保	所法120、通法24等	30	個人課税課 法人課税課	2
3	第三者作成書類の提出不要化	所法120、所令262等	新規	個人課税課 資産課税課	3
4	確定申告書の記載事項の簡素化	所法120、122、所規47の5	新規	個人課税課	4
5	クレジットカード決済等の電子的な取引に係る調書提出制度の創設	所法225等	新規	課税総括課	5
6	仮想通貨交換業者を通じて行った仮想通貨の交換取引に係る調書提出制度の創設	所法225等	新規	課税総括課 個人課税課	6
7	給与所得の源泉徴収票の提出省略基準の見直し	所規93②	新規	課税総括課	7
8	措置法第40条の非課税承認に関する処分権者の見直し	措法40	新規	資産課税課	8
9	国外不動産に係る不動産所得の適正化	措法41の4、耐令1~3等	29	個人課税課 課税総括課	9

2 相続税法関係

項目		関係法令	区分	担当課(部)	頁
10	配偶者居住権(及び配偶者居住権に基づく敷地利用権)の評価方法の新設	相法22~26	新規	資産評価企画官	10
11	同族会社等の行為計算否認規定の見直し	相法64	新規	資産課税課	11

3 法人税法関係

項目		関係法令	区分	担当課(部)	頁
12	公益法人等に係る課税所得の範囲拡大	法法2、4、7、法令5	8~	法人課税課	12
13	■■■■■	法令9①七、119の3⑥、119の4①	30	調査課 法人課税課	13
14	「連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化」の対象書類の拡大	法法14②	新規	調査課 法人課税課	14
15	設立届出書に係る添付書類の削減	法法148① 法規63	新規	法人課税課	15
16	特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却等の見直し (措法10の5の3)	措法42の12の4、 (措法10の5の3)	新規	法人課税課 個人課税課	16
17	特定の医療法人の法人税率の特例制度における承認申請事務の見直し	措法67の2	新規	法人課税課	17

4 間接諸税関係

項目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
18	課税売上割合の見直し（高額資産を利用した恣意的な計算への対応）	消法 30、33、消令 48	新規	消費税室	18

5 国税通則法関係

項目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
19	情報収集権限の整備	通法 74 の 2 ないし 74 の 6、74 の 12	30	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 調査課	19
20	国外の関連者が保存する帳簿書類等の提示・提出要求	通法 等	30	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税室 調査課	20
21	租税回避スキーム報告制度の導入	通法 等	29、30	課税総括課 調査課 国際業務課	21
22	一般的租税回避否認規定の導入	租税実体法各法	29、30	課税総括課 審理室 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税室 調査課	22
23	相続による納付義務の承継の見直し	通法 5②	新規	徴収課	23
24	無申告加算税の不適用制度に係る所得税の期限後申告書の提出期間の延長	通法 66、通令 27 の 2	新規	個人課税課	24
25	無申告加算税の割合の引上げ	通法 66、68	新規	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税室 酒税課 調査課	25
26	事前通知方法の見直し	通法 74 の 9	新規	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 消費税室 酒税課 調査課	26

6 國際課税関係

項目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
27	外国子会社配当益金不算入制度の見直し	法法 23、23 の 2、24、法令 23 等	新規	調査課 法人課税課	27
28	外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入措置の整備	法法 39 の 2、措法 66 の 8②⑨	30	調査課 法人課税課	28
29	無形資産取引に係る移転価格税制の整備	措法 66 の 4	新規	調査課 法人課税課	29
30	控除対象外国法人税の額から除かれるものの範囲の見直し	法法 69①、法令 142 の 2⑦	新規	調査課 法人課税課	30

7 その他

項目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
31	新たに事業を開始した者の電子帳簿の承認申請期限の整備	電帳法 6	新規	個人課税課 課税総括課	31
32	揮発油税等の申告の電子化	国令、地方揮発油税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置法	新規	消費税室 情報技術室	32
33	ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出化	通法 34、国令 4、5	新規	管理運営課	33
34	マイナポータルを利用して法人設立関係書類等を送信する者の電子署名等の省略	国令 5、平 18 庁告示 32	新規	情報技術室 法人課税課	34

1	必要経費及び損金の額の算定における帳簿及び請求書等の保存義務規定の新設
関係法令	所法 37 条、法法 22 条
改 正 意 見	所得税法第 37 条及び法人税法第 22 条第 3 項の損金の額への算入要件として、「帳簿及び請求書等の保存」を要件とする旨の規定を新設する。
理	<p>帳簿及び請求書等の保存のない納税者に対する課税処分に当たっては、申告されていない収入に係る必要経費であっても考慮する必要があるが、当局の算定した所得金額に対し、帳簿及び請求書等の保存が無い状態で単にもっと経費等の支払いがある旨の主張が繰り返され、調査が長期化する事例が少なくない。</p> <p>帳簿及び請求書等に基づく申告は納税者の義務であるにも関わらず、意図的に帳簿や請求書等を破棄する者が存する現状も踏まえると、必要経費及び損金への算入についても消費税法第 30 条第 7 項の規定と同様に、帳簿及び請求書等の保存を算入要件とすべきである。</p> <p>なお、意図的に帳簿や請求書等を破棄するなどの行為があった場合の更正処理においては、当局が必要経費又は損金算入の金額の立証責任を負うのが現状であるが、当該規定を新設することにより、帳簿及び請求書等の保存のない納税者が必要経費又は損金の計上を主張する際には、その立証責任が納税者側に生じることとなる。</p>
由	

2	源泉徴収税額相当額の納税の確保
関係法令	所法 120 条、通法 24 条等
改 正 意 見	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 所得税法第 120 条第 1 項第 5 号に規定する「源泉徴収されるべき所得税の額」はないものとし、このような場合の源泉徴収税額相当額については当該更正処分等により課税関係を完了させられるよう（源泉徴収税額相当額を確保できるよう）改正を行う。</p>
理	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 源泉徴収税額相当額を控除せずに更正処分等を行えるよう法令改正を行うべきと考える。</p>
由	

3	第三者作成書類の提出不要化
関係法令	所法 120、所令 262 等
改 正 意 見	所得税の確定申告において提出又は提示しなければならない第三者作成書類について、電子申告の場合と同様に、書面申告の場合においても、申告書等に必要な事項を記載するなど所定の要件を満たす場合には、その提出を要しないこととする。
理 由	<p>所得税の確定申告については、適正な申告を確保する観点から、源泉徴収票などの第三者作成書類を提出又は提示する必要があるが、この仕組みは、申告件数が比較的少なく、全ての手続が書面で行われていた時代においては、相応の効率性及び実効性を有していたと考えられるものの、現在の税務行政を取り巻く環境は大きく変わっている。</p> <p>電子申告の場合には、一部の添付書類を電子的に提出することも可能であり、また、第三者作成書類の記載事項の入力やスキャナ読込による提出を行えば、添付書類の提出は要しないこととされているものの、書面申告の場合に添付が省略できる書類は医療費控除の関係書類に限られていることから、税務署側において保管等のコストが生じ、結果として行政の効率を阻害する要因になっている例もある。</p> <p>昨今の政府方針では、ICT化の進展やマイナンバー制度の導入といった環境の変化を踏まえ、「行政サービスの100%デジタル化」や「ワンストップの実現」を目指す方向が示されているところ、納税者利便の向上や行政の効率化の観点から、確定申告関係書類についても、その添付等の要否を検討する必要がある。</p>

4	確定申告書の記載事項の簡素化
関係法令	所法 120、122、所規 47 の 5
改 正 意 見	確定申告書に記載しなければならない各所得控除に関する事項について、その年において年末調整の適用を受けた居住者が、源泉徴収票を添付して申告書を提出するときは、年末調整で適用を受けた所得控除の合計額の記載によることができるこことする。
理 由	<p>現行法令上、確定申告書には、各所得控除に関する事項を記載することを原則としつつ、所得税法第 122 条の規定による還付申告については、年末調整で適用を受けた所得控除の合計額を記載することができることとされている（所法 120、122）。</p> <p>本規定は、昭和 56 年の税制改正において、昭和 55 年分の確定申告件数（約 590 万件）のうちに還付申告件数（約 490 万件）が占める割合（約 83%）が大きいという状況を踏まえ、「サラリーマンの還付を受けるための確定申告書については、可能な限り簡素化して、サラリーマン自身が容易に確定申告書の記載ができるようにし、税務の執行の円滑化を図る（昭和 56 年改正税法のすべて）」という趣旨で設けられたものである。</p> <p>他方、平成 28 年分の確定申告においては、確定申告件数 2,169 万件のうち、還付申告件数 1,258 万件（約 58%）となっており、納税申告等の件数が増加している。</p> <p>また、給与所得者においても、株式や FX などの金融商品を保有している者が増加しており、これらの所得により、納付申告又は損失申告を行う場合は、各所得控除に関する事項を記載する必要がある。</p> <p>源泉徴収票が添付されれば、納税者が各所得控除に関する事項を確定申告書に記載せずとも、その内訳を把握することは可能であることから、納税者利便の向上及び税務執行の簡素化の観点から、本改正が必要と考える。</p>

5	クレジットカード決済等の電子的な取引に係る調書提出制度の創設
関係法令	所得税法 225 等
改 正 意 見	<p>シェアエコノミーやギグエコノミーといった新たな経済取引が大きな発展を遂げており、こうした取引によって発生する所得を正確に捕捉し、適正・公平な課税の実現につなげていく観点から、プラットホーム事業者等に対し、クレジットカード決済等の電子的な取引に着目した取引情報について、法定調書の提出を新たに義務付ける。</p> <p>ただし、提出対象は、同一の者に対するその年中の支払金額の合計額が 200 万円超かつ支払回数が 200 回超である場合とする。</p>
理 由	<p>シェアエコノミーやギグエコノミーなど新たな経済取引分野が急速に発展しており、政府方針としても働き方の多様化の推進が積極的に議論されている中で、今後も ICT 化の進展などに伴って、このような経済取引はますます発展（増加）していくと考えられるが、これらの取引に係る決済については、そのほとんどがクレジットカード決済に代表される電子的な決済手段によって取引されている。</p> <p>一方で、最近の調査事例によれば、このような業態によりサービスを提供する者の中には、地理的な制約等（遠隔地など）を受けないというインターネット取引の特性を生かした活発な取引を行うなど、個人的な単発取引の範囲を超えた多くの取引（多額）を行っている者も存在しているところである。</p> <p>これらの取引は、インターネットを通じてプラットホーム事業者が各種サービスを提供しており、このような取引の決済はクレジットカードなどの電子的な決済手段による決済が主流となっているため、「電子決済」に着目した情報収集は、非常に有効であると考えられる。</p> <p>（参考）</p> <p>(1) 市場規模</p> <p>① 平成 26 年中の自社開拓加盟店数は、6, 253, 423 店*</p> <p>⇒ 支払先の加盟店ごとに年 1 回提出することとした場合、年間で約 6 百万枚提出されることとなる。</p> <p>② 平成 26 年中の年間取扱高 40, 810, 797 百万円*</p> <p>③ 1 加盟店当たりの取扱高は、年間約 7 百万円 (②/①)</p> <p>* 調査対象企業 200 社の平成 26 年 1 月～12 月のクレジットカードによる販売信用業務における自社開拓加盟店数（自社店舗は除く。）及び取扱高。（経済産業省「平成 27 年 特定サービス産業実態調査報告書 クレジットカード業、割賦金融業編」平成 28 年 8 月公表 より）</p> <p>(2) 米国の制度</p> <p>銀行及びクレジットカード等の支払決済会社や第三者決済代行業者に対して、商品・サービス提供の対価を受け取る者の一定の取引情報を IRS に報告することを義務付ける制度（報告様式は Form 1099-K）があり、この制度において、第三者決済代行業者を通じて決済される取引においては、取引金額が 20, 000 ドル超かつ、取引数が 200 回超である場合に報告を求められることとされている。</p> <p>(3) 提出時期及び提出方法（案）</p> <p>その年中の支払情報を同一の者ごとに取りまとめ、翌年 1 月末までに提出する。</p> <p>提出に当たっては、e-Tax 又は光ディスク等による提出のみに限定する。</p>

6	仮想通貨交換業者を通じて行った仮想通貨の交換取引に係る調書提出制度の創設
関係法令	所得税法 225 等
改 正 意 見	資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者（以下「交換業者」という。）を通じて仮想通貨の売買取引を行った者及び仮想通貨保有者について、交換業者に対し、調書の提出を新たに義務付ける。
理 由	<p>平成 29 年 4 月に施行された改正資金決済法により、仮想通貨及び仮想通貨交換業が定義された。平成 30 年 4 月現在における仮想通貨交換業者の登録は 16 社あり、申請中や申請を表明している事業者も多数いることから、仮想通貨市場は、今後も拡大することが見込まれる。</p> <p>仮想通貨は、金融機関を通じて行う送金に比べ手数料が少額であること、匿名性が高く、資産の隠匿目的やマネーロンダリング、また、大幅な価格変動による投機目的等に利用されることが想定されるが、仮想通貨取引については、既存の法定調書の対象とはなっていない。</p> <p>仮想通貨は、いわゆる販売所や相対取引等により入手するが、現実通貨との交換は、交換業者が提供する販売所や取引所で行われることから、仮想通貨取引に係る適正・公平な課税の確保を図るため、交換業者に対して、仮想通貨と本邦通貨の交換取引及び仮想通貨の年末保有残高等について法定調書の提出を義務付ける。</p> <p>（参考）</p> <p>(1) 国内市場規模</p> <p>① 平成 29 年度の国内における仮想通貨取引量（取引量順の主要 5 通貨） 現物取引 12 兆 7,140 億円 証拠金・信用・先物取引 56 兆 4,325 億円</p> <p>② 平成 30 年 3 月時点中の顧客数 350 万人</p> <p>※ 平成 30 年 4 月 10 日開催金融庁主催「仮想通貨交換業等に関する研究会（第 1 回）」における一般社団法人日本仮想通貨交換業協会作成資料「仮想通貨取引についての現状報告」より、登録業者 14 社、みなし業者 3 社の計 17 社における状況</p> <p>(2) 提出時期及び提出方法（案）</p> <p>同一人の年間取引を一人別に取りまとめ、翌年 1 月末までに提出する。</p> <p>提出に当たっては、e-Tax 又は光ディスク等による提出のみに限定する。</p>

7	給与所得の源泉徴収票の提出省略基準の見直し
関係法令	所得税法施行規則 93②
改 正 意 見	給与所得の源泉徴収票の提出を要しない基準について、年末調整済みの一般の給与所得者については、500万円以下から1,000万円以下に引き上げるとともに、その他の基準についても同様に見直しを行う。
理 由	<p>給与所得の源泉徴収票について、その提出を要しないこととする基準については、源泉徴収の義務を負う事業者の事務負担を軽減する観点から設けられていると考えられるが、年末調整済みの一般の給与所得者に係る基準については、昭和50年分の給与所得の源泉徴収票について改正されて以降、見直しが行われていない。</p> <p>提出枚数については、昭和50年分が約300万枚であったのに対し、平成28年分では約2,200万枚と大幅に増加しており、事業者の事務負担が増加している。</p> <p>このため、事業者の事務負担を軽減する観点から、現在の経済状況等を踏まえ、年末調整済みの一般の給与所得者に係る基準について、500万円以下から1,000万円以下に引き上げるとともに、その他の基準についても同様に見直しを行う。</p> <p>(参考) 給与所得の源泉徴収票の提出省略範囲</p> <p>次に該当する場合は税務署への提出を要しないこととされている。</p> <p>1 年末調整をしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一人に対するその年中の給与等で法人がその役員に対して支払うものの支払い金額が150万円以下である場合 ②弁護士、司法書士等に対して支払うものの支払金額が250万円以下である場合 ③上記①及び②以外の者に対して支払うものの支払金額が500万円以下である場合 <p>2 年末調整をしなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者で年の中途で退職した者又は災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉徴収額の徴収の猶予を受けたものに対して支払う給与の支払金額が250万円(法人の役員の場合には、50万円)以下である場合 ②「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者に対して支払う給与の支払金額が50万円以下である場合

8	措置法第40条の非課税承認に関する処分権者の見直し
関係法令	措置法第40条
改 正 意 見	<p>現行、措置法第40条の非課税承認に関する処分権者は国税庁長官のみであるが、申請事案の性質に応じて、国税庁長官が、その処分権限を国税局長又は税務署長に委任できることとする改正を行う。</p>
理 由	<p>現行、措置法第40条の非課税承認に関する処分権者は国税庁長官のみであることから、措置法第40条の非課税承認申請が提出された場合、全ての申請事案について署局の審査を経て庁に進達され、その後、庁での審査を経て非課税承認についての処分を行っていることもあり、申請から承認までの平均審査期間は、おおむね1年数か月となっている。</p> <p>また、公益法人等に対する寄附を促進する観点から、措置法第40条の審査期間の短縮を求める声も多いところである。</p> <p>措置法第40条の審査事務は、昭和43年に非課税承認権者が大蔵大臣から国税庁長官に移管されて以降、署局庁の3層で実施してきたことから、署局における審査体制も十分に確立されているところである。</p> <p>そのため、先例がない事案などを除く、大部分の申請事案については、署局において適切に審査を行うことが可能である。</p> <p>そこで、国税庁長官が、非課税承認の処分権限を申請事案の性質に応じて国税局長又は税務署長に委任することができる規定を設けることにより、事務の効率化及び審査期間の短縮化を図ることが期待できる。</p>

9	国外不動産に係る不動産所得の適正化
関係法令	措法 41 の 4、耐令 1～3 等
改 正 意 見	国外に存する不動産（国外不動産）に係る不動産所得について適正化を図る。
理 由	<p>現在、海外の本社や親会社等に所属し、転勤等の理由で日本に派遣されている社員は多数存するところ、これらの者の申告において、国外不動産の賃貸によって生じた多額の減価償却費により不動産所得に損失が生じたとして、当該損失を給与所得等と損益通算し、多額の還付を受けている事例が散見される（具体的には、海外で高額な中古不動産を取得・賃貸した上で、中古資産に係る耐用年数を簡便法を適用することで極端に短くし、短年で多額の減価償却を計上しているものである。）。</p> <p>多額の減価償却費を計上したとしても、日本の居住者である期間中に当該不動産を譲渡する場合、譲渡収入から差し引く取得費からは減価償却費累計額が控除されるため、結果として譲渡所得が増加することとなるが、その譲渡が非居住者である期間中に行われる場合には、日本で課税する機会を失うことになる。</p> <p>このような事例は、外国人に限定されず、日本人が国外不動産を取得・賃貸し、国外に転出した上で当該不動産を譲渡するような場面でも起こりうるものである。</p> <p>このような状況を踏まえ、国外不動産に係る不動産所得について適正化を図る必要がある。</p>

10	配偶者居住権（及び配偶者居住権に基づく敷地利用権）の評価方法の新設
関係法令	相続税法第22条～第26条
改 正 意 見	<p>相続税法第3章「財産の評価」では、相続税法第22条で「<u>この章で特別の定めのあるものを除くほか</u>、相続、遺贈又は贈与より取得した財産の価額は、当該財産の取得における時価」により評価することとされ、これを受け、相続税法第23条ないし第26条に特別の定めの評価方法を規定するとともに、「時価」の解釈として具体的な評価方法を財産評価基本通達で定めている。</p> <p>配偶者居住権（及び配偶者居住権に基づく敷地利用権）の評価方法は、相続税法第23条ないし第26条^(注)と同様、相続税法の「特別の定め」に規定することが相当である。</p> <p>（注）相続税法第23条（地上権及び永小作権の評価）、第24条、25条（定期金に関する権利の評価）、第26条（立木の評価）</p>
理	<p>平成30年7月6日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立し、新しい権利として、配偶者居住権（配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の全部について無償で使用及び収益をする権利、改正民法第1028条）が創設された^(注1)。</p> <p>配偶者居住権（及び配偶者居住権に基づく敷地利用権^(注2)）は一定期間、建物を無償で使用及び収益する権利であり、経済的価値が大きいと見込まれるもの、法律（改正民法第1032条第2項）で譲渡が禁止され、「時価」の測定は困難であるため、「時価」の解釈を定める財産評価基本通達で対応することは難しく^(注3)、課税の公平の観点から^(注4)、相続税法に「特別の定め」としての評価方法を定めることが相当である。</p> <p>（注）1 改正民法は平成30年7月13日に公布され、配偶者居住権に係る規定については公布日より2年以内に施行される。</p> <p>2 法務省が公表している資料によると、配偶者居住権に基づく敷地利用権について、「配偶者居住権の存続期間中は居住建物の敷地を排他的に使用することとなる」としており、改正民法に規定されていないものの、敷地利用権についても、権利性が認められる。</p> <p>3 「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」を求める財産評価基本通達では、相続人間（特定当事者間）のみで成立する価額を求めることが前提にしていない。</p> <p>4 相続税法第23条に定められている地上権及び永小作権の評価は、「使用収益価値を評価することは非常に困難な場合が多いことが考えられ、これによって課税が区々となり負担のアンバランスをさけるために法律においてその評価方法が規定されたといわれている。」</p>
由	

11	同族会社等の行為計算否認規定の見直し
関係法令	相法 64
改 正 意 見	<p>現行、「同族会社の行為」により相続税等の負担が不当に減少した場合に適用がある標記規定について、その適用がある場合の範囲に、[REDACTED] [REDACTED]により相続税等の負担が不当に減少した場合を追加する等の改正を行う。</p>
理 由	<p>同族会社等の行為計算否認規定（相続税法第 64 条）は、同族会社が同族株主の租税負担回避行為に利用されやすく、これを放置すれば税負担の実質的な公平を図ることができないことから、実質的な公平を図るために設けられた規定（大阪高裁 H19. 4. 17 判決）である。</p> <p>しかしながら、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]そのような行為を利用して相続税等の負担を不当に減少させる事例に対しても、課税の公平を徹底する観点からの的確に対応する必要があることから、標記規定について見直す必要がある。</p> <p>あわせて、[REDACTED] [REDACTED]もあることから、その規定の整備も行う必要がある。</p> <p>※ 他税目においても同様の規定があるため、見直しにあたっては併せて検討する必要がある。</p>

12	公益法人等に係る課税所得の範囲拡大										
関係法令	法法2、4、7、法令5										
改 正 意 見	公益法人等に係る課税所得の範囲については、収益事業を行う場合の「収益事業から生じた所得」に限定されているが、収益事業については、広く対価性のある事業全てとした上で、「対価性のない寄附金、補助金に係る所得」についてのみ非課税とする。										
理	<p>1 宗教法人をはじめとする公益法人等の課税上の問題については、様々な観点からの指摘がなされているが、これら公益法人等が課税逃れに利用される途を閉ざすとともに、収益事業と非収益事業との区分が曖昧であるとの指摘を受けるといった問題や類似事業間に課税上の不公平が生じるといった問題を排除する必要がある。</p> <p>2 特に、現行法において、収益事業とされる技芸教授業の範囲は、法人税法施行令第5条第1項第30号に限定例挙されており、これに掲げられた技芸教授以外は課税されないこととされているが、最近の教育産業の発展、余暇の拡大、生活のゆとり化傾向を反映して、水泳等のスポーツ教室や英会話等の語学教室、コンピュータや簿記等の技能教室を行う公益法人等がみられ、これらの技芸教授が収益事業となる技芸教授業に例挙されていないため、次のような問題が生じている。</p> <p>① 類似の技芸教授であっても、政令に掲げられていないものは収益事業として課税されないことから、課税対象とされる技芸教授との間に課税上の不公平が生じている。</p> <p>(参考) 技芸教授業に該当するものとしないものの例示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当するもの（課税）</th> <th>該当しないもの（非課税）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンス</td> <td>エアロビクス</td> </tr> <tr> <td>民謡、詩吟</td> <td>俳句、川柳、短歌</td> </tr> <tr> <td>絵画、書道</td> <td>経理、簿記、珠算、英会話、コンピュータ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水泳、乗馬、スキー</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 政令に掲げられていない技芸教授を普通法人が行う場合には課税となるのに対し、公益法人等が行う場合には課税されないこととなり、課税上の不公平が生じている。</p> <p>3 現行のように、公益法人等について収益事業を行う場合のみ申告義務があるとするが、非課税とされた法人は、税法上の帳簿書類の記載、保存義務が及ばず、質問検査権の行使にも支障がある。</p> <p>このため、課税所得の範囲を現行の法令で限定された収益事業を行う場合の「収益事業から生じる所得」から、原則として「対価を得て行う全ての事業から生じた所得」に拡大する必要がある。</p> <p>(参考) 平成8年度から要望している事項</p>	該当するもの（課税）	該当しないもの（非課税）	ダンス	エアロビクス	民謡、詩吟	俳句、川柳、短歌	絵画、書道	経理、簿記、珠算、英会話、コンピュータ		水泳、乗馬、スキー
該当するもの（課税）	該当しないもの（非課税）										
ダンス	エアロビクス										
民謡、詩吟	俳句、川柳、短歌										
絵画、書道	経理、簿記、珠算、英会話、コンピュータ										
	水泳、乗馬、スキー										
由											

14	「連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化」の対象書類の拡大
関係法令	法法 14②
改 正 意 見	<p>国税庁からの税制改正意見に基づき、平成 30 年度税制改正で措置された「連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化」の対象に、次の書類を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結子法人が連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合において連結納税への加入時期の特例（月の中途中に加入した場合は月次決算日の翌日（例えば翌月 1 日）に加入するなどの特例）を適用するときに当該連結子法人が提出する「連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」
理 由	<p>平成 30 年度税制改正意見において、行政手続簡素化及び納税者利便向上の観点から「連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化」を提出した。</p> <p>その結果、平成 30 年度税制改正において、連結親法人が連結納税の承認の申請書等を提出した場合に、連結子法人が提出することとされていた次の書類について、平成 31 年 4 月 1 日以後生じた事実について不要とされるよう措置された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類 <p>「連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」については、連結子法人が連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合において連結納税への加入時期の特例を適用するときに提出するものであり、上記②の書類と同時期に提出されるものであることを踏まえ、国税庁が定める（上記②の書類と共通）届出様式「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を使用することとしている。</p> <p>平成 30 年度税制改正で措置された「連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化」においては、連結納税の適用等に当たって、連結親法人と連結子法人の双方で二元的に提出することとされていた書類を対象に、行政手続簡素化等の観点から連結親法人による提出に一元化されたものである。</p> <p>連結納税への加入時期の特例を適用するときは、連結子法人が提出する「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」にその旨を記載し提出することとされており、（連結親法人が提出する同書類にその旨を記載し提出することとはされていないことから）二元的に提出することとされていないことから、一元化の対象外（連結子法人固有の記載事項のある届出書に該当）とされた。</p> <p>しかしながら、連結親法人が提出する「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に連結子法人が連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載されることにより、連結子法人の提出を不要とする（一元化の対象に含める）ことで、さらなる行政手続簡素化等を図ることが可能と考えられることから、これを要望するものである。</p> <p>なお、本件税制改正は、平成 30 年度税制改正で措置された部分と同様に、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた事実について適用されるよう要望する。</p>

15	設立届出書に係る添付書類の削減
関係法令	法法 148① 法規 63
改 正 意 見	<p>法人税法第 148 条第 1 項において内国普通法人が設立の届出の規定が設けられており、併せて、法人税法施行規則第 63 条においてその届出の添付書類として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人税法第 148 条第 1 項に規定するその設立の時における貸借対照表 ② 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものとの写し ③ 株主等の名簿の写し ④ 法第 148 条第 1 項に規定する内国法人である普通法人又は協同組合等が合併、分割又は現物出資（以下「合併等」という。）により設立されたものであるときは、当該合併等に係る被合併法人、分割法人又は出資者の名称又は氏名及び納税地（その納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その納税地及び本店又は主たる事務所の所在地）を記載した書類 ⑤ 法第 148 条第 1 項に規定する内国法人である普通法人が連結子法人である場合には、連結親法人の名称及びその納税地を記載した書類 ⑥ 設立趣意書 <p>が定められている。</p> <p>これらの添付書類のうち、①、③、⑥について、法人税法施行規則第 63 条による添付を不要とし、⑤について法人税法第 148 条第 1 項による記載項目とする改正を行う。</p>
理 由	<p>当該規定は昭和 25 年に定められたものであるが、現状、添付がほとんどない（※）もの、また、運用上、設立届出書の記載事項とすることで、設立届出への添付を不要としているものもあるところ。そのような書類についての添付の必要性は低下しており、添付省略としても執行上の問題は生じない。</p> <p>また、税務に関する手続のオンライン化が進む中、納税者にとっては、添付書類をイメージデータ化する手間を削減することは、現在、政府において検討が進められているデジタルガバメントの観点にも沿うものである。</p> <p>※ 設立届出書の添付書類の添付状況をサンプル調査（22 署 約 200 法人）</p>

16	特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却等の見直し
関係法令	措法 42 の 12 の 4、(措法 10 の 5 の 3)
改 正 意 見	特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度における「対象設備を指定事業の用に供していること」の要件について、[REDACTED] [REDACTED] 本制度を適用させないこととする。
理	本制度は、青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間に内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備等の取得をして「指定事業の用」に供した場合、即時償却又は法人税の特別控除の適用が受けられる制度であるが、この「指定事業」の中には、小売業は含まれるが、[REDACTED] が含まれていない。 [REDACTED] [REDACTED]
由	本制度の取扱いとして、指定事業とその他の事業とを営む法人が、取得した設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものと取扱うこととしているが（措置法通達 42 の 12 の 4-7）、把握された事例のように、 [REDACTED] そこで、法人が取得した対象設備について、[REDACTED] [REDACTED] 本制度を適用させないこととするよう制度の改正を要望する。

17	特定の医療法人の法人税率の特例制度における承認申請事務の見直し
関係法令	措法 67 の 2
改 正 意 見	特定の医療法人の法人税率の特例制度における国税庁長官の承認について、申請法人の納税地の所轄国税局長による承認とする。
理 由	<p>特定の医療法人の法人税率の特例制度（措法 67 の 2）については、平成 15 年度税制改正により、財務大臣の承認から国税庁長官の承認に改正され、現在に至っている。</p> <p>本特例の承認申請に関する事務処理に当たっては、申請者の納税地の所轄国税局において、承認の可否に係る実質的な審査を行った上で、国税庁において最終審査を行っている。</p> <p>改正後、15 年を経過し、審査に当たってのノウハウが蓄積され、各国税局においても全国統一的な基準により審査することが可能となったことを背景として、申請者の利便性向上の観点から審査期間の短縮を図るため、現行の国税庁長官による承認から申請者の納税地の所轄国税局長による承認への改正を要望する。</p>

18	課税売上割合の見直し（高額資産を利用した恣意的な計算への対応）
関係法令	消法 30、33、消令 48
改 正 意 見	<p>一定の取引相場がある高額資産の譲渡について、課税売上割合の計算に含めると事業者の事業実態から乖離することとなる場合には、当該資産の譲渡に係る売上高を課税売上割合の計算から除外する。</p> <p>若しくは、事業者が算出した課税売上割合が事業実態から乖離する課税売上割合と認められる場合の事後的否認規定を措置する。</p>
理 由	<p>住宅の貸付を行う事業者が居住用建物を取得し当該建物に係る課税仕入れを行った場合、本来仕入税額控除の対象とならない居住用建物であったとしても、当該課税仕入れを行った課税期間の課税売上割合が 95%以上であれば、当該建物の課税仕入れが可能。このため、建物等取得後課税売上割合が変動した場合には、仕入控除税額を調整することとされており、建物等取得後 2 年間は事業者免税点制度を制限することとされている。</p> <p>しかし、市場で取引可能な高額資産の売買を繰り返し、課税売上割合を増加させ、仕入控除税額の調整規定が働かせないようにすることが可能。</p> <p>このように、本来、仕入税額控除の対象とならない課税仕入れについて、取引相場の比較的安定した高額資産の反復売買を行うことにより生じた売上額を基に仕入控除税額を計算することは、その事業実態及び仕入税額控除制度の趣旨からも適切ではないと考えられ、当該資産に係る課税売上高を課税売上割合の計算から除外するなどの対応が必要。</p>

課税総括課・個人課税課・資産課税課・法人課税課・調査課

19	情報収集権限の整備
関係法令	国税通則法 74条の2ないし 74条の6、74条の12
改 正 意 見	<p>課税上の問題を有する取引を行っている納税者の特定を適時適切に行うための情報収集権限を整備する。</p>
理 由	<p>ICT技術の発展や各種の規制緩和により、商品の流通形態の多様化やシェアリング・エコノミーの出現をはじめとして経済活動の多様化が進展している。そのため、税務当局からみた経済活動の「匿名性」が広がっており、その中には適正公平な課税の観点から是正を要すると見込まれるケースも散見される。</p> <p>このような課税上の問題が潜在する取引の実態解明を行うために、従来から、仲介事業者や販売事業者から任意の協力によって必要な情報の収集を図っている。しかしながら、個人情報保護への関心が高まっており、従来のように任意の協力による情報の収集が困難になっている。</p> <p>上記の問題に対する対応として、類型的に問題となり得る取引に対して法定調書の提出を義務付けることが考えられる。しかしながら、この方法では、法定調書の導入まで当局が情報を入手する権限が与えられず、日々新しい事業形態が誕生する状況下での機動的な対応が困難である。</p> <p>そこで、我が国の立法例や諸外国の例を参考にして、課税上の問題を有する納税者の特定を適時適切に行うための情報収集を機動的に行えるよう、情報収集権限を整備する必要がある。</p>

課税総括課・個人課税課・資産課税課・法人課税課・消費税室・調査課

20	国外の関連者が保存する帳簿書類等の提示・提出要求
関係法令	国税通則法等
改 正 意 見	<p>移転価格課税のための調査について必要があるときは、納税者に対してその国外関連者が保存する帳簿書類の提示・提出を求めることができる規定（措法 66 の 4⑩）があるところ、資本関係等のある国外の関連者が保存する帳簿書類について、移転価格課税目的以外でも提示・提出を求めることができるよう類似規定を創設する。</p>
理 由	<p>経済活動の国際化・複雑化が進展する中、納税者の所得の額等を確認する上で、その国外にある関連者との取引内容等を把握する必要のあるケースが、より一般的となっている。</p> <p>証拠収集の基本的手段である質問検査権は国外に及ばないことから、当該職員が国外の関連者との取引内容等の詳細を把握するためには、①租税条約に基づく情報提供要請を行うか、② [REDACTED] のいずれかが必要となる。</p> <p>しかし、①租税条約に基づく情報提供要請については、そもそも租税条約の存在が前提となるほか、実際に情報が提供されるまで一定の日数を要し、迅速な証拠収集という観点では欠点がある。また、② [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>そこで、移転価格課税のための調査について必要があるときは、国外の関連者が保存する帳簿書類について提示・提出を求めることができる規定（措法 66 の 4⑩）があるところ、移転価格課税目的以外でも、資本関係等のある国外の関連者が保存する帳簿書類の提示・提出を求めることができる類似規定を創設し、かかる提示・提出要求を行う法的根拠を整備する。</p>

21	租税回避スキーム報告制度の導入
関係法令	国税通則法等
改 正 意 見	<p>租税回避に利用されるおそれのある一定の取引について、その取引に関与したプロモーターや取引を行った納税者に対して、税務当局への報告及び関係資料の保存を義務付ける。</p> <p>当該報告義務違反等については、罰則を設ける。</p>
理 由	<p>各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用し租税負担を軽減する国際的租税回避には、金融や法律・税の専門家が関与し、匿名組合契約、パートナーシップといった様々な事業体や新たな金融手法を用いた複雑な仕組みが使われている。このような状況の中、諸外国においては、義務的開示制度の導入・整備が進められ（注）、また、G20/OECDにおいても、B E P S行動計画12として取り上げられ、2015年10月には、最終報告書がまとめられた。</p> <p>こうした国際的租税回避行為に対しては、我が国においても厳正に対処していく必要があるところ、国際的租税回避スキームを的確に把握するための制度が整備されていないため、スキームの把握が困難である。我が国も諸外国の制度を参考に同様の制度を導入することにより、限られた人員の中での効率的な調査及び納税者に対する牽制効果が期待できる。</p> <p>なお、本意見は、平成29年度与党大綱の「補論 今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」において、中期的に取り組むべき事項として、制度導入の可否を検討すると位置づけられたものである。</p> <p>（注）諸外国における義務的開示制度の整備の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ 1984年、プロモーターに対して、タックス・シェルターに係る登録義務及び顧客リストの保存義務が課された。その後、法人納税者に対する開示・保存義務や、義務違反に対するペナルティも整備された。 ・イギリス 2004年に義務的開示制度導入。その後も適用範囲の拡大など整備が進んだ。 ・カナダ 1989年に義務的開示制度導入。タックス・シェルターを利用する投資家の場合、プロモーターからスキームの登録番号を提供してもらい、当該番号等を申告書に添付しない限り、タックス・シェルターがもたらす課税上の利益は認められないとした。その後、ペナルティに係る整備も行われた。

課税総括課・審理室・個人課税課・資産課税課・法人課税課・消費税室・調査課

22	一般的租税回避否認規定の導入
関係法令	租税実体法各法
改 正 意 見	<p>租税回避を主目的とする取引等により発生した費用・損失等を税務上否認するため的一般的な規定を導入する。</p>
理 由	<p>租税回避を主目的とする取引等により発生した費用・損失等については、これを税務上一般的に否認するための規定がなく、取引種別ごとの個別的な否認規定（組織再編成等）や、租税法規の趣旨解釈等のアプローチに基づいて対応しているところである。</p> <p>近年、多国籍企業等による経済活動の国際化・複雑化が進展する中、多様な形態の取引等への適切な課税が世界的な課題となっているところ、こうした規定等に基づく対応には限界がある。</p> <p>諸外国においては、他国籍企業等による経済活動の国際化・複雑化を踏まえ、判例法で形成された否認法理を法令にて改めて明確化したり、新たに一般的否認規定を整備したりする動きがある（注）。</p> <p>我が国においても、租税回避を主目的とする多様な形態の取引等に対応可能な一般的否認規定を、立法により整備する必要がある。</p> <p>（注）諸外国における一般的否認規定（G A A R）の整備の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ（内国歳入法典 7701 条 0 項） <p>1935 年のグレゴリー事件連邦最高裁判決以来、私法上の行為の効力とは別に、事業目的基準や経済実質基準で判定し、租税回避行為に対してその税効果を認めないとする「経済実質原則」が判例法理として発展していたが、この判例法理を確認する規定として、2010 年に「内国歳入法典 7701 条 0 項」が制定された。</p> ・イギリス（2013 年財政法 206～215 条） <p>1981 年のラムゼイ事件上院判決を契機に、法令の文言の目的的解釈を行う「ラムゼイ原則」が判例法理として発展したが、2011 年の歳入関税庁敗訴によりその限界も認識され、同年の「アーロンソン意見書」に基づき、2013 年に一般的否認規定として「2013 年財政法 203～205 条」が制定された。</p>

23	相続による納付義務の承継の見直し
関係法令	国税通則法第5条第2項
改 正 意 見	<p>相続分の指定がある場合は、その指定相続分により納付義務を承継することとしている国税通則法第5条第2項を改め、相続分が指定されている場合であっても、法定相続分により納付義務を承継することとする。</p>
理 由	<p>平成30年7月に公布された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」では、判例の考え方を明文化するために、被相続人の債務は、相続分の指定があった場合であっても、債権者が承認する場合を除き、債権者は法定相続分に応じて権利を行使することができる旨が規定されている（改正民法第902条の2）。</p> <p>また、民法の改正案では、相続債権者や取引の安全を保護するため、法定相続分を超える権利の承継は、登記などの対抗要件を備えなければ、第三者に対抗できないこととされている（改正民法第899条の2）。</p> <p>これに対し、国税の納付義務は指定相続分により承継されるため、法定相続分に応じて各共同相続人に対して滞納処分を行った後に、相続分を指定する遺言の存在が判明した場合は、指定相続分に応じた納付義務に基づいて処分をやり直さなければならず、他の債権者に比して、法的安定性を欠き、迅速かつ確実な徵収が困難となるおそれがある。</p> <p>そのため、相続分が指定された場合の納付義務の承継についても、民法と同様に法定相続分によることとし、督促、滞納処分などの迅速な執行と法的安定性の確保を図る必要がある。</p>

24	無申告加算税の不適用制度に係る所得税の期限後申告書の提出期間の延長
関係法令	通法 66、通令 27 の 2
改 正 意 見	<p>決定があるべきことを予知してされたものでない場合における期限後申告書の提出に係る無申告加算税の不適用制度の適用対象に、所得税の期限後申告書提出及び当該申告に係る税額の全額納付が「口座振替日より一定期間を経過する日までに行われたものである場合」を加える。</p>
理 由	<p>「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成 30 年 6 月 25 日）において、「納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税務手続のデジタル化を一層推進する」こととされているところ、国税当局は、納税者の利便性を高め、行政コストを削減する観点から、所得税の確定申告に係る e-Tax 利用を更に推進して行く必要がある。</p> <p>また、国税当局は、これまで、納税者利便を向上する観点から、所得税や個人事業者の消費税について、預貯金口座からの振替納税利用を推進してきたところ。</p> <p>そのような中、e-Tax を利用して確定申告を行い、口座振替を利用して納付する納税者について言えば、例えば、手違い（送信ミス）により e-Tax による確定申告書が提出されていなかつた場合、当該納税者は、口座振替日に口座振替が行われていない事実を知ることで、当該無申告に気付くのが一般的である。</p> <p>その場合、消費税の確定申告については、口座振替日（平成 30 年は 4 月 24 日）に無申告であることに気付いた後、法定申告期限から 1 月を経過する日（平成 30 年は 5 月 1 日）までに期限後申告及び納付を行えば、国税通則法第 66 条第 7 項に規定する無申告加算税の不適用制度の適用を受けることができる。</p> <p>一方で、所得税の確定申告については、口座振替日（平成 30 年は 4 月 20 日）に無申告であることに気付いても、その時点で、法定申告期限から 1 月を経過する日（平成 30 年は 4 月 16 日）が徒過しているため、口座振替日の直後に期限後申告及び納付を行ったとしても、無申告加算税の不適用制度の適用を受けることができず、結果、消費税の確定申告の場合とアンバランスが生じることとなる。</p> <p>そのため、税目に係る格差を是正するとともに、e-Tax 利用における（送信ミスによる）リスクを低減することで、更なる e-Tax 利用の促進を図る観点から、当該改正意見を提出するものである。</p>

課税総括課・個人課税課・資産課税課・法人課税課・消費税室・酒税課・調査課

25	無申告加算税の割合の引き上げ
関係法令	通法 66、68
改正意見	<p>現行の無申告加算税（無申告加算税に代わる重加算税を含む。）の割合（15%～50%）をそれぞれ5%引き上げる。</p> <p>ただし、期限内申告書の提出がないことについて正当な理由がある場合や更正等を予知してされたものでない場合などに適用される減免措置は現行のままでする。</p>
理	<p>近年、ICT化の進展や働き方の多様化により、経済活動が多様化しており、例えばインターネット上のプラットフォーマーを介した物販・役務提供が容易になり、また仮想通貨等の新たな投資商品もあらわれている。</p> <p>こうした動きにより、新たに申告義務が生じる納税者の増加が予想されるが、他方で、ここ数年、無申告加算税を賦課した納税者数には減少する傾向が見られず、国税当局においてはこうした課題に適正かつ効率的に対処していく必要がある。</p> <p>そこで、無申告加算税の割合を引き上げることにより、無申告の抑止力を高め、もって納税者の自主的な期限内申告を促すことが考えられる。</p> <p>なお、期限後申告書等が提出された場合であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期限内申告書の提出がないことについて正当な理由があるとき、 ② 法定期限内に申告する意思があると認められるとき、 ③ 期限後申告書等の提出が更正・決定を予知してされたものでないとき、 <p>については、現行の無申告加算税の不適用や軽減割合を据え置くことで、早期の自発的申告を促すインセンティブ機能が一層高まることも考えられる。</p>
由	

課税総括課・個人課税課・資産課税課・法人課税課・消費税室・酒税課・調査課

26	事前通知方法の見直し
関係法令	国税通則法第 74 条の 9
改 正 意 見	<p>実地の調査に係る事前通知事項のうち「実地の調査を行う旨、調査対象税目、調査対象期間、調査開始日時・場所、日程変更の申出が可能である旨といった最低限通知して承諾を受けるべき事項以外」については、納税義務者と税務代理人との同意があることを前提に、納税者又は税務代理人から通知事項の詳細は臨場時に説明を受ければよいとの申立てがあった場合には、臨場後、調査着手前までに通知することができるとしている。</p>
理 由	<p>納税義務者に対する調査の事前通知事項については、通則法第 74 条の 9 及び同施行令第 30 条の 4 に規定されており原則として電話により行っているが、通知事項が多岐にわたるため、事前通知に相当の時間を要している（例えば、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」については、その名称や作成・保存状況が納税者によって日々であり、事前通知の際にこれらを確認しながら通知を行っている。）。</p> <p>また、日本税理士連合会から、平成 28 年度以降、税制改正に関する建議書において、「実地の調査を行う場合に事前通知される法定通知事項については、納税者と税務代理人の了解があることを前提に、一部の通知事項については、税務調査の当日に通知する等の弾力的な施策を検討すべきである」との提言がなされている。</p> <p>このような状況を踏まえ、法令に規定された税務調査手続の趣旨を踏まえつつ、税務当局と納税義務者等の双方における事務負担を軽減する観点から、事前通知の方法の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>なお、事前通知事項の一部を税務調査当日に行う場合の主体は、臨場する「当該職員」であることから、74 条の 9 の主体についても「当該職員」であることを明確化することについて、併せて検討する必要がある。</p>

27	外国子会社配当益金不算入制度の見直し
関係法令	法法 23、23 の 2、24、法令 23 等
改 正 意 見	<p>内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（みなし配当の額を含む。）は外国子会社配当益金不算入制度により 95%が益金不算入とされ（法法 23 の 2）、外国子会社株式等の譲渡利益額又は譲渡損失額は益金の額又は損金の額に算入されることとされている（法法 61 の 2）。</p> <p>上記の制度において、外国法人の自己株式の取得等により生ずるみなし配当の額については、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当等の額から除外する。</p>
理 由	<p>近年、内国法人が大規模な外国法人を買収する件数が増加している。当該買収後に、買収した外国子会社が行う資本の払戻し、解散による残余財産の分配又は自己株式の取得等（以下にこれらの事由を「外国子会社のみなし配当事由」という。）によりみなし配当が生じる場合、株主である内国法人において、当該みなし配当は外国子会社配当益金不算入制度の対象となりその 95%が益金不算入とされる上、当該みなし配当の金額と見合いの株式譲渡損が生じる。</p> <p>外国子会社配当益金不算入制度は、海外の子会社が獲得した利益の国内還流について、企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点及び適切な二重課税の排除のため導入されており、その適用対象は、利益の配当のみならず、みなし配当も含まれている。外国子会社のみなし配当事由が生じた場合において、例えば、資本金等の額が 0 又はマイナスと算出されたときは、株主である内国法人が交付を受けた金銭その他の資産の価額の全額をみなし配当の額と認識することとなり、外国子会社配当益金不算入制度によりのみなし配当の額の 95%は益金不算入となる。一方で、株式又は出資に対応する部分の金額が 0 とされ、多額の株式譲渡損が計上されることとなる。しかしながら、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、外国子会社のみなし配当事由により生ずるみなし配当については、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当等の額から除外する。</p>

28	外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入措置の整備
関係法令	法法 39 の 2、措法 66 の 8②⑨
改 正 意 見	外国子会社合算税制の対象となる特定課税対象金額又は間接特定課税対象金額（以下「特定課税対象金額等」という。）がある場合に、外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額については、その全額の損金算入が認められているところ、その損金算入額をその特定課税対象金額等に係る部分までの金額に限定する。
理 由	<p>外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額は、損金不算入とされている（法法 39 の 2）。この趣旨は、当該外国源泉税等の額は、外国子会社から受ける配当等のみに関連して発生した費用であることから、その収益たる配当等が益金の額に含まれない以上、その費用たる外国源泉税等の額の額も損金の額に含めないとすることが、費用収益対応の観点から整合的であるためである。</p> <p>一方、特定課税対象金額等がある場合の外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額は、その全額が損金算入とされている（措法 66 の 8②⑨）。</p> <p>このため、外国子会社から受ける配当等の額に特定課税対象金額等が含まれていれば、その額が極めて少額であったとしても、その配当等に係る外国源泉税等の額の全額が損金の額に算入されることとなるため、費用収益対応の趣旨に則した金額に制限する必要がある。</p>

29	無形資産取引に係る移転価格税制の整備
関係法令	措法 66 の 4
改 正 意 見	<p>B E P S プロジェクト最終報告書を踏まえ、次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 無形資産取引について既存の独立企業間価格の算定方法に加え、ディスカウント・キャッシュ・フロー法 (D C F 法) により対価を算定することができる旨を法令上、明確にする。 取引時に評価が困難な無形資産 (Hard-To-Value-Intangibles) について、取引時の前提 (例: 予測の利益) と取引後の結果 (例: 実際の利益) が大幅に異なるなど一定の要件に該当する場合は、取引後の結果に関する情報を用いて、取引価格を再計算することを可能とする制度 (H T V I アプローチ) を導入する。 無形資産の定義を法令上、明確にする。
理	<p>法人が国外関連者に対して行う無形資産の譲渡取引については、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項に定める独立企業間価格の算定方法によって対価を算定することとなっているが、無形資産の譲渡取引は、</p> <p>こうした状況において、B E P S プロジェクト最終報告書では、無形資産の譲渡対価を評価する方法として D C F 法が示されたところ、我が国の法令上、これを明確に規定することで、D C F 法を適用して無形資産の譲渡対価を評価することが容易になる。</p> <p>また、</p> <p>H T V I アプローチも併せて導入する必要がある。</p> <p>なお、現行税制上、無形資産の定義が明確でないため、移転価格税制の対象となる無形資産を定義する必要がある。</p>
由	

30	控除対象外国法人税の額から除かれるものの範囲の見直し
関係法令	法法 69①、法令 142 条の 2⑦
改 正 意 見	<p>法人税法第 69 条第 1 項において、外国税額控除の対象となる控除対象外国法人税の額から除かれる外国法人税の額として、「内国法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額」が規定され、同法施行令第 142 条の 2 第 7 項において一定の外国法人税の額が限定列挙されている。</p> <p>同項を例示列挙とし、「内国法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるもの」(以下「国内非課税外国法人税の額」という。) の全てが、控除対象外国法人税の額から除外されることとする。</p>
理 由	<p>外国法人税の額のうち、国内非課税外国法人税の額については、その全てを控除対象外国法人税の額から除くことにより、二重課税の排除という制度趣旨に即した課税関係が実現される。</p> <p>現状、控除対象外国法人税の額から除かれる国内非課税外国法人税の額は、法人税法施行令第 142 条の 2 第 7 項において限定列挙されており、同項に列挙されたもの以外のものは、その制度趣旨からすると控除対象外国法人税の額から除外されるべきであるにもかかわらず、除外されていない次のような事例が生じている。また、諸外国には様々な外国法人税が存在し、二重課税が生じない課税形態も少なくないことを考慮すると、このような外国法人税の額は、限定列挙ではなく、例示列挙にする必要がある。</p> <p>(1) 内国法人のドイツ子会社が当該内国法人の日本子会社及び別のドイツ子会社に行った営業譲渡が低廉譲渡に当たるとし、ドイツ当局は、営業譲渡の適正額と実際の譲渡金額との差額をドイツ子会社から当該内国法人に対する隠れた配当として、源泉税を課したケース。</p> <p>(2) 内国法人が行った米国子会社経由のカナダ子会社に対するライセンスの付与について、カナダ当局は内国法人とカナダ子会社との直接取引とみなし、カナダ子会社から米国子会社に対するロイヤルティをカナダ子会社から内国法人に対するロイヤルティとして源泉税を課したケース。</p> <p>(3) 内国法人が行ったアラブ首長国連邦子会社経由のクウェート国内の顧客に対する商品の販売について、第三者であるクウェート国内の販売会社を通じて事業を行っているとして、代理人 P E が認定され、課税が行われたケース。</p> <p>(1)の隠れた配当、(2)のロイヤルティ及び(3)の販売収入については、内国法人の課税標準となっていないにもかかわらず、これらに係る源泉税の額が法人税法施行令第 142 条の 2 第 7 項の限定列挙に当たらないため、外国税額控除の対象となってしまう。</p> <p>これらのケースについては、例えば、法人税法第 69 条第 1 項の規定を、「内国法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるもの <u>その他政令で定める外国法人税の額</u> …。」と改正することにより、外国税額控除の対象外とする必要がある。</p>

31	新たに事業を開始した者の電子帳簿の承認申請期限の整備
関係法令	電子帳簿保存法 6 条
改 正 意 見	電子帳簿の承認申請期限について、新たに事業を開始した者については、事業を開始した日から二月を経過する日（その者が被相続人の事業を相続により承継したことにより事業を開始した場合には、相続があった日から四月を経過する日）とする。
理 由	<p>個人が、電子帳簿保存をするためには、国税関係帳簿の備付けを開始する日（その年1月1日）の三月前の日（前年の9月30日）までに、電子帳簿の承認申請を行わなければならないこととされている。</p> <p>他方、個人の青色申告の承認申請期限においては、新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から二月を経過する日とされ（所法144）、また、被相続人の業務を相続により承継することにより業務を開始した場合には、相続があった日から四月を経過する日とされている（所基通144-1）。</p> <p>青色申告の承認申請期限とのバランスを踏まえ、電子帳簿の承認申請期限の見直しを行うべきである。</p> <p>なお、現行制度においては、個人が相続により事業を承継した場合には、その承継した年は申請期限が徒過していることから、電子帳簿保存をすることができず、また、事業を承継した日が10月1日から12月31日までの間の場合は、承継した年の翌年においても電子帳簿保存をすることができない。</p> <p>（参考）新設法人については、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に事業を開始する場合には、設立の日以後三月を経過する日までに、電子帳簿の承認申請を行うことができることとされている。</p>

32	揮発油税等の申告の電子化
関係法令	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令、地方揮発油税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律
改 正 意 見	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年7月14日財務省令第71号、以下「オン化省令」という。）別表に「地方揮発油税法」及び「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」を追加する。
理	<p>現在、揮発油税及びたばこ税の申告手続の電子化を検討・開発を行っているところ。揮発油税の申告については地方揮発油税を、たばこ税の申告についてはたばこ特別税を、それぞれ併せて申告する必要がある。</p> <p>申告等手続をe-Taxで行うためには、オン化省令の別表に根拠法令が記載されている必要があり、地方揮発油税及びたばこ特別税の申告手続がe-Taxで行うことができることを明らかにするため、オン化省令の別表にそれぞれの根拠法令を記載する必要があることから、オン化省令の改正を要望する。</p> <p>【追加を要望する根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 地方揮発油税・・・地方揮発油税法（昭和30年法律第104号） <input type="radio"/> たばこ特別税・・・一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号） <p>(注) 挥発油税の申告手続の電子化については、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に掲載されている。</p>
由	

33	ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出化
関係法令	通法 34、国才令 4、5
改 正 意 見	ダイレクト納付の利用に当たっては、事前にダイレクト納付利用届出書を作成し、所轄の税務署を経由して利用する金融機関に提出することとされているところ、当該届出書は書面提出に限定されていることから、オンラインによる提出を可能とする。
理 由	<p>ダイレクト納付は、e-Tax を利用して電子申告・徴収高計算書データを送信した後、引き続き e-Tax の画面上で簡単な操作により、即時又は指定した期日に届出済の預貯金口座から振り替えることが可能な納付方法であり、納税者利便の高い電子手続であるところ、ダイレクト納付の利用に必要な、事前の届出書の提出方法が書面に限定されている。</p> <p>そのため、当該届出書の提出について、デジタルファースト原則の下、オンラインでの提出を可能とすることで、以下のとおり納税者利便の更なる向上等を図る。</p> <p>① 納税者、税務署及び金融機関間での情報連携がスピーディーとなることで、納税者がダイレクト納付を利用可能となるまでの期間が短縮される（現状は、当該届出書を税務署へ提出してから利用可能となるまで約 1 か月程度の期間を要する。）。</p> <p>② 税務署及び金融機関間で当該届出書の送付を行う必要がなくなることで、発送コストが不要となる。</p> <p>※ 実現に当たっては、現状、金融機関が、届出書に押印される金融機関届出印の印影に基づいて行っている照合作業（本人確認作業）の必要性をどのように行うかが課題。</p> <p>金融機関に対しては、当該照合作業の代替策（金融機関側での届出印を必要としない本人確認の方策）として、電子署名及び電子証明書を活用した方法を提示しつつ、対応の可否や他の本人確認方法の有無等について協議を行っているところである。</p> <p>なお、当該施策の協議において、金融機関側には導入の趣旨について一定の理解を得ているものの、以下のような意見もあることから、これらの意見も考慮しつつ、引き続き代替策の具体化に向けた検討を行っていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客との振替契約には、金融機関における届出印の照合が必須であるといった前提があることから、当該契約体系の見直しが必要である。 対応するためのシステムの開発、修正への費用負担を最小限に抑えてほしい。 ダイレクト納付は、一部の他官庁も採用しているところ、国税庁のみオンライン化対応とすることは、金融機関側の事務処理が煩雑となる。

34	マイナポータルを利用して法人設立関係書類等を送信する者の電子署名等の省略
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条 ・ 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成18年国税庁告示第32号）
改正意見	法人の設立関係書類等をe-Taxにより送信しようとする場合（代理送信を除く）に必要となる電子署名の付与及び電子証明書の添付について、マイナポータル内に設置される法人設立ワンストップサービスを利用する者については、電子署名等を不要とする。
理由	<p>「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）において、「法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。」こととされたことを踏まえ、日本経済再生総合事務局が開催した「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」において検討が行われ、マイナポータルを利用した法人設立ワンストップサービスを関係省庁で構築することとなった。</p> <p>当該サービスは、会社等を設立しようとする者がマイナポータルを利用して必要事項を入力して設立登記手続を行えば、以後、ワンストップで（申請者の特段の操作無しに）、マイナポータルから各省等の電子申請等受付サービスに対して法人設立関係の届出書類等が送信される仕組みとなる予定であるが、その際、政府共通ネットワークを利用するため、セキュリティが高く、改ざん検知等の措置を講ずる必要がないとの考え方の下、電子署名等が付されないこととなった。</p> <p>国税電子申告・納税システム（e-Tax）に各申請等データを送信する場合には、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「オン化省令」という。）第5条第1項により、申請者本人の電子署名等が求められており、かつ、法人設立関係の届出書類等は同令第4条に規定する届出（開始届出等）や同令第5条第1項ただし書きに規定する者（電子署名等が不要な者として平成18年国税庁告示第32号に列挙）に係る手続に当たらないことから、当該サービスを利用して法人設立関係の届出書類等が電子署名等なしでe-Taxに送信されても、現行法令上有効なものとして取り扱えないこととなる。</p> <p>このため、当該サービスが実効あるものとなるよう、マイナポータルを利用して法人設立関係の届出書類等をe-Taxに送信する場合に、電子署名等が付与されていなくても法令上有効な手続として扱えるようにする必要がある（一案としては、オン化省令第5条第1項ただし書きに規定する国税庁長官が定める者（平成18年国税庁告示第32号）に当該サービスを利用して法人設立関係の届出書類等を提出する者を追加することが考えられる。）。</p> <p>（注）内閣官房IT戦略室で検討を進めている「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」において検討することとされている本人確認等の手法の見直しについては、今後、国税庁において幅広く検討を進めていく。</p>